

# 高齢者が地域や家庭で 安心して暮らすために

市では、「町田市高齢社会総合計画」に基づき、在宅の保健福祉サービスの充実など様々な施策を実施してきました。ここでは敬老の日を前に、市が行っている年齢に応じた各種の制度をご案内します。

## ご利用下さい

### 高齢者福祉センター

高齢者福祉センター(下表参照)には、舞台付きの大広間や談話室、お風呂、医療機ヘルストロなどがあり、様々な娯楽をお楽しみいただけます。

対象 町田市及び相模原市在住の60歳以上の方

利用時間 午前9時～午後4時  
休館日 ふれあい桜館・ふれあ

### みどりクラブ 連合会

町田市みどりクラブ連合会の開催するシニア塾も多くの市民の皆さんに健康づくり、生きがい活動の1つとして受け入れられるようになりまし。

しかし、その受講生の中には、みどりクラブ連合会所属の単体クラブ(高齢者のための会で各地域に存在します)を全く存じない方が多いこともわかってきました。

また、知ってはいいても、老人クラブならば入らない、80歳を過ぎたら入会しなすとの声も聞こえます。

老人クラブも高齢化の中で、現在60～70歳のクラブを支えている力が今欲しいところです。行動範囲がだんだんと狭まる年齢になると、なんと行っても近くに活動の場があるのが大切かと思われま。高齢者皆さんの生活を地域の中で活性化するために、入会される方をお待ちしております。

老人クラブ入会のお問い合わせは、町田市みどりクラブ連合会事務局(わくわくプラザ町田内、725・4613)へ。

問 高齢者福祉課 ☎724・2141

## 高齢者福祉制度一覧

対象年齢	施設・制度名 問い合わせ	内 容	対象年齢	施設・制度名 問い合わせ	内 容
60歳以上	老人クラブ 高齢者福祉課 ☎724・2141 みどりクラブ連合会 ☎725・4613	地域の高齢者が老後の生活を健康で豊かなものとするために自主的に組織し、社会奉仕活動、友愛活動、健康増進活動、教養活動等を行っています。	65歳以上	(左表下より)	(左表下より) 項 つぎ
	高齢者福祉センター ふれあい桜館(小山田) ☎797・2971 ふれあいもみじ館(金森) ☎796・1020 ふれあいいちよう館(鶴川) ☎735・5020 ふれあいくぬぎ館(木曾山崎) ☎793・6331 ふれあいやき館(堺) ☎770・6234 ふれあいまっこく館(健康福祉会館内) ☎724・5076	入浴や娯楽等の設備があり、高齢者同士の交流や趣味活動等ができます。いきいきたいむ=高齢者福祉センターで行う自由参加のデイサービスです。センター利用者はどなたでも無料で参加できます。なお9月15日(祝)までの午前9時～午後4時の間、左記の各館で施設開放を行います。ご家族おそろいでお願い下さい。		地域型在宅介護支援センター 原町田 ☎726・9753 成瀬 ☎720・0348 合掌苑(金森) ☎796・0899 鶴岡 ☎796・2789 南町田 ☎796・1288 せりがや ☎728・9215	福祉機器リサイクル=電動ベッド、車いすの貸し出しを行う。短期入所サービス=要介護者の一時的な入所。
	ことぶき大学 まちだ中央公民館 ☎728・0071	高齢者の学習の場です。講義制・通信制の各コースがあります。		基幹型在宅介護支援センター 町田市(市役所) ☎724・2140 町田市第二(社協) ☎710・2404	65歳以上の要援助者(介護保険サービス利用者も適用) 紙おむつ支給事業=在宅で生活する要介護度4・5の方で住民税非課税世帯に属する方に紙おむつ(尿とりパッドを含む)を支給する。
	高齢者いこいの家 高齢者福祉課 ☎724・2141	各地のホテル等を指定(12か所)し、宿泊費(年間1泊4000円)を補助します。		高齢者福祉電話 高齢者福祉課 ☎724・2141	一人暮らしの方及び高齢者世帯で近隣に身内のいない方に電話をお貸しして、通話料を一部補助します。
	(社)町田市シルバー人材センター ☎723・2147	働く意欲を持った元気な方を構成員とし、一般家庭、官公庁などから仕事を請け負い、会員の希望にそった仕事を提供する団体です。		福 老人医療費助成制度 高齢者福祉課 ☎724・2144	市内に住所のある昭和11年6月30日までに生まれた69歳以下の方に医療費の一部を助成します(所得制限があります。また、社会保険の被保険者本人は除きます)。
	授産センター ☎793・2227	一般の職場で働くことが困難な高齢者・心身障がい者の方に働く場と仕事を提供しています。		高齢者入院見舞金 高齢者福祉課 ☎724・2144	市内に1年以上住所のある福受給者、高齢受給者または老受給者が1つの医療機関に30日以上継続して入院した場合に支給します。所得制限があります。また、介護保険での入院は除きます。
	高年齢者就業相談 東京都町田高年齢者就業相談所 ☎725・6271	おおむね55歳以上の方のための就業相談とあっせんを行っています。		高齢者特殊眼鏡等の購入費の一部補助 高齢者福祉課 ☎724・2144	65歳以上の方で、老人性白内障のため水晶体摘出手術を受け、身体上の理由により眼内レンズ挿入手術を受けられなかった方に特殊眼鏡等の購入費の一部を補助します。所得制限があります。
	ゲートボールの普及 高齢者福祉課 ☎724・2141 ゲートボール協会 ☎722・2253	ゲートボールは仲間づくり、健康づくりに最適なスポーツです。用具の貸与、指導を行っています。		調髪利用券支給 高齢者福祉課 ☎724・2141	老齢福祉年金受給権者及び65歳以上の生活保護受給者、特別養護老人ホーム入所者、介護保険要介護度がおおむね4・5度の在宅の方に、調髪利用券を差し上げています。
	町田市薬師台高齢者生活訓練施設 高齢者介護課 ☎724・2146	介護保健施設を退所した後、一定期間、生活訓練の場を提供することで、自宅で独立して生活することに不安がある方を支援する施設です。		居住安定支援 高齢者介護課 ☎724・2146	民間賃貸住宅に住んでいて、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に対して転居後の家賃等を補助します(所得制限があります)。
	介護予防・生活支援型サービス 高齢者介護課 ☎724・2146	60歳以上の要援助者(介護保健サービス利用者も適用) 食事サービス=栄養バランスのとれた食事を配食し、併せて安否確認を行う。 緊急通報・火災安全システムサービス=緊急時のために通報機器を貸与する。 寝具乾燥サービス=寝具の清潔保持のために乾燥及び丸洗いを行う。 徘徊い高齢者家族支援サービス=PHS回線の利用による徘徊い高齢者の早期発見システム。 住宅設備改修=浴槽、流し洗面台、便器、階段昇降機の設置。 住宅改修指導事業=住宅改修に関して専門家が相談、助言を行う。		民間賃貸住宅のあっせん・保証人 高齢者介護課 ☎724・2146	民間賃貸住宅に住んでいて、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に対して市内の民間賃貸住宅をあっせんします。あっせんを受けた方に2親等以内の親族及び保証人がいない場合、市が保証人になります。
65歳以上	介護予防・生活支援型サービス 高齢者介護課 ☎724・2146	65歳以上で「自立」と判定された方及び60歳から64歳までの特定疾病以外の要援助者 ホームヘルプサービス=軽度家事援助、外出援助 訪問指導=看護師などが訪問し、健康相談や介助方法などの相談を行う。 デイサービス=通所による趣味活動、入浴サービス等をデイサービスセンター及び高齢者福祉センターで実施。 デイ銭湯=6か所の公衆浴場でデイサービスを実施。 住宅改修予防給付=転倒予防等のため、手すり、段差解消等を行う。 日常生活用具給付=歩行支援用具等7種目。上限額10万円。(右表上へ)	75歳以上	入浴券支給 高齢者福祉課 ☎724・2141	一人暮らしの方と高齢者世帯(世帯全員が65歳以上)の方で風呂のない方等に、月10枚の入浴券を差し上げています。
	地域型在宅介護支援センター あいほら ☎770・2552 小山 ☎797・6274 小山田 ☎797・8032 ふくいん(野津田) ☎734・1141 しんこうじ ☎735・1806 薬師台 ☎736・6907 能ヶ谷 ☎737・7292 木曾山崎 ☎792・1105 本町田 ☎729・0747 玉川学園 ☎710・3378 (右表上へ)	高齢者住宅(シルバーピア) 高齢者介護課 ☎724・2146		高齢者に配慮された構造と設備を備えた集合住宅を一定の要件を満たす高齢者に提供しています(同居の一方が60歳以上でも可)。	
	長寿祝金 高齢者福祉課 ☎724・2141	88歳、99歳、100歳以上の方に、9月に民生委員を通じてお贈りします。			